

令和6年度 千葉県次世代自動車インフラ導入補助金

県内の中小事業者等が行う、次世代自動車用設備（蓄電池、充電設備、外部給電器等）の導入費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業

県内の中小事業者・個人事業主の方等が、

次世代自動車の関連設備（蓄電池、充電設備等）を導入する場合

または

ソーラーカーポートの導入と合わせて、外部給電可能な車両（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）を導入する場合

2. 対象

蓄電池の設置	再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備
燃料等供給設備の設置	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係る燃料等供給設備の設置 (例) 電気自動車用充電設備（急速・普通）、水素供給設備
V2H充放電設備の設置	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係るV2H充放電設備の設置及び外部給電器の導入
外部給電器の導入	
ソーラーカーポートの導入	駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備であって、太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポートの導入
外部給電可能な車両の導入	外部給電可能な車両の購入 (ソーラーカーポートと合わせて導入する場合に限る)

※条件・注意事項等：導入する事務所または事業所に、太陽光発電設備の併設が必要です。

3. 補助額

機器購入費	補助対象経費の $\frac{1}{10}$ (上限額) 50万円
ソーラーカーポート	機器費の $\frac{1}{6}$ (上限額) 50万円
車両(EV,PHV)	バッテリー容量 (kWh) ×1万円 (上限額) CEV補助金

4. 申請受付期間等

車両関連設備

の申請の場合

申請受付期間 令和6年5月27日(月)～令和6年12月26日(木)

※補助対象事業の工事着手(発注等を含む)する前の申請となります。

車両

の申請の場合

申請受付期間 令和6年5月27日(月)～令和7年3月7日(金)

※ソーラーカーポートの交付決定後、かつ新車購入・初度登録完了後の申請となります。

※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。その他、詳細については実施要領等を必ずご確認ください。

【連絡先】千葉県環境生活部温暖化対策推進課
TEL 043-223-4563

千葉県 次世代自動車 インフラ 補助金

検索





電気自動車や燃料電池自動車に係る
インフラの設置を検討されている中小事業者の方へ

充電設備・外部給電器導入に 補助金をご活用ください！

設備:R6 **12/26**
車両:R7 **3/7**
まで！

- 対象事業：
- ✓ 蓄電池の購入
 - ✓ 充電の設置
 - ✓ V2H充放電設備の設置
 - ✓ 外部給電器の導入
 - ✓ ソーラーカーポートの導入
 - ✓ 外部給電可能な車両の導入

【千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金】

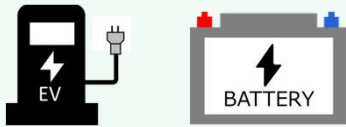
※千葉県内の事業所または
千葉県内での事業に限ります

＼電気自動車用の充電設備や蓄電池の購入に！／

補助額

<電気自動車充電設備への補助>

機器購入費の1/10の額
(ただし、1設備あたり50万円が上限)



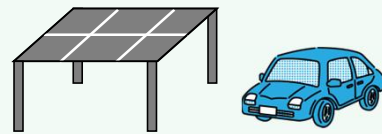
(例)30万円の普通充電器の場合

※国補助の額は設備の種類によって異なります。

$30 - 15 - 3 = 12$ 万円
(国補助)(県補助) で購入可能

<カーポート+電気自動車への補助>

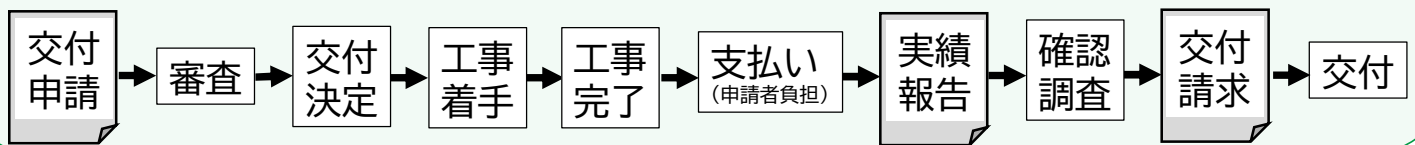
・機器購入費の1/6の額
・蓄電容量(kWh)×1万円



(例)機器購入費270万円のカーポートと
40kWhの車両を導入する場合

$270万円 \times 1/6 + 40kWh \times 1万円 = 85$ 万円
(カーポート補助) (車両補助) (県補助)

申請の流れ



※交付対象や要件の詳細については、必ず「令和6年度千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金申請実施要領」を確認してください。

申請はオンラインでも受け付けています！ 詳細はお気軽にお問合せください。

千葉県環境生活部温暖化対策推進課
☎043-223-4563

千葉県 次世代自動車 インフラ 補助金

